

◆ 担い手通信 第2号 ◆

令和2年9月発行

浜松市担い手育成総合支援協議会事務局 浜松市農業振興課

【国交付金事業】 高収益作物次期作支援交付金について

浜松市担い手育成総合支援協議会
(事務局：浜松市農業振興課)

国の新型コロナウイルス対策事業「高収益作物次期作支援交付金」について、浜松市担い手育成総合支援協議会では、国が行う第2次公募を受けて、令和2年8月31日（月）まで、取組実施者からの申請の受付を行っています。

市内農業者の皆様におかれましては、以下ご承知おきいただけますようお願い申し上げます。

■ 当協議会へ交付金を申請済の皆様：

- ・取組実施後、当協議会あてに速やかに「実績報告」を行ってください。

実績報告の際の提出書類は以下のとおりです。

- ① 令和2年度高収益作物次期作支援交付金実績報告書（別紙様式第8-1号）
- ② 取組実績報告書（別紙様式第8-2号）
- ③ 取組内容等整理表
- ④ 請求書
- ⑤ 取組が確認できる書類等

- ・上記 ①～④ の書類の様式は、申請受付後に当協議会からお送りした取りまとめ資料に封入しています。取りまとめ資料は、申請受付後2～3週間を目途に申請者あてに順次発送しています。
- ・当協議会では、今後の国の追加公募（第3次公募、第4次公募…）の期限のタイミングで、それまでに取組実施者から提出・受理した実績報告を取りまとめて、国へ提出します。

※農協へ手続きされている方は、引き続き農協の指示に従ってください。

■ 交付金の申請を行っていない皆様：

- ・9月以降、国の第3次公募が実施される見込みです。
- ・今後の国の追加公募では、交付金の対象期間の延長（現在は令和2年2月～4月）や、交付単価が上がる「高集約型品目」の対象範囲の拡大などの変更が行われる可能性があります。
- ・当協議会では今後、国の公募状況に応じて、追加申請を受け付ける可能性があります。追加申請を受け付ける場合、浜松市ホームページにてお知らせしますのでご注意ください。

問い合わせ先： 浜松市担い手育成総合支援協議会（事務局：浜松市農業振興課）
電話 053-457-2331 FAX 050-3737-9278

台風等で被災された農業者の方へのお願い

台風等の災害により被害を受けた場合は、片付ける前に、被害を受けた農作物・農作物の生産・加工に必要な施設・機械等の被害状況がわかる写真を詳細に撮っておくようにしましょう。

被災証明を申請する場合等に必要となります。

《問い合わせ先》 浜松市 産業部 農業振興課

＜中・東・南・西区＞

生産環境グループ 中区元城町 103-2(市役所本館 6階) 電話：457-2332

＜北区＞ 北部農業グループ 北区細江町気賀 305 (北区役所 3階) 電話：523-1113

＜浜北区＞ 浜北農業グループ 浜北区貴布祢 3000 (浜北区役所 3階) 電話：585-1117

＜天竜区＞ 天竜農業グループ 天竜区二俣町二俣 481
(天竜区役所 別館 3階) 電話：922-0030

～新たな取り組みや経営発展のために機械や施設の導入を検討されている皆様へ～

令和3年度「強い農業・担い手づくり総合支援事業」

(先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ)

及び 令和2年度補正「担い手確保・経営強化支援事業」の

要望調査について

「強い農業・担い手づくり総合支援事業（先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ）」及び「担い手確保・経営強化支援事業」は、融資を活用して農業用機械や施設を導入する経費を助成する国の事業です。

この事業は、今後も継続して実施される見込みのため、今年度も要望調査を行います。下記のとおり、内容をご確認のうえ応募いただきますようお願い申し上げます。

なお、予算確保の関係上、期限を過ぎた場合、申込は受け付けられませんのでご了承ください。

また、両事業は、国予算が確保できない等により、事業自体がやむを得ず中止となる場合がございます。

【 締 切 】 令和2年9月8日(火) 17:00 必着 ※期限厳守

【申込後の流れ】 年度内に個別ヒアリングを行い、申請内容や成果目標等を確認する予定です。

【 応募資格 】 以下の①～③の全てに該当する方（④は該当される方のみ）

- ① 浜松市の「人・農地プラン」に位置づけられた認定農業者又は認定新規就農者であること。
- ② 配分基準点の自己チェック表 A が合計 12 点以上であること。
- ③ 導入予定の機械や施設を活かして新規取組等の成果目標を立て、3年以内に達成できること。
※未達成の場合には補助金返還になる場合がございますのでご注意ください。
- ④ 過去に国庫補助事業※を採択されたことがある方の場合、未達成となっている目標がないこと。
※国庫補助事業とは、今回の要望調査対象事業のほか、経営体育成支援事業を含みます。

【 申込条件 】 以下の①～⑤の全てを了承いただける方

- ① 国からの通知を受け、要件等の内容変更や、事業が中止される場合があります。
- ② 各事業は、全国の中でポイントの高い市町村又は地域から採択される事業です。
市又は地域のポイントは、申請内容を構成する経営体の配分基準ポイントの平均値から算出され、経営体の配分基準ポイントは、3年後の達成目標や、過去3年間の取組内容に基づいて算出されます。
- ③ 浜松市が事業採択した後に、機械・施設が発注可能となりますが、現時点での採択時期は未定です。
(令和2年度の「強い農業・担い手づくり総合支援事業」は令和2年8月、令和元年度補正事業の「担い手確保・経営強化支援事業」は令和2年4月に発注可能となりました。)
- ④ 本事業により機械・施設を導入する場合、耐用年数が切れるまで利用日誌等の作成・提出が必要です。また、ハウス等の施設については園芸施設共済等の加入が必要です。
- ⑤ 各事業は自らの経営において使用するために行う取組であって、費用については必ず融資を受ける必要があります。
- ⑥ 認定農業者等育成支援事業との重複申請はできません。

～ 次のページへ続く ～

	事業 1	事業 2	事業 3
事業名	強い農業・担い手づくり 総合支援事業 (地域担い手 育成支援タイプ)	強い農業・担い手づくり 総合支援事業 (先進的農業経営 確立支援タイプ)	担い手確保・経営強化 支援事業
事業概要	新規の取り組みや規模拡大など、経営改善・発展の目標を立て、その実現のために融資を活用して機械・施設等を導入する経費を助成します。 ※自己資金のみで導入される場合は対象外となります。		
補助対象	それぞれの価格が50万円(税込)以上の機械・施設等で、耐用年数が5年～20年のものの新規導入するもの。 ※ 農業用であること。 トラック、倉庫等、広く他の用途に使えるものは対象外です。 ※ 老朽化や故障等に伴う買い替え(単純更新)は対象外です。		
補助率	取得価格の3/10以内又は融資額のいずれか低い額		取得価格の5/10以内 又は融資額のいずれか 低い額
補助上限	個人・法人 300万円	個人 1,000万円 法人 1,500万円	個人 1,500万円 法人 3,000万円
達成目標 (事業実施 年度後 3年度内の 取組内容)	<p>必須目標(付加価値額の拡大)のほか、配分基準の加点時に目標として掲げたものは必須目標となる。該当しない場合は選択目標から1つ選択すること。</p> <p>【必須目標】</p> <p>●付加価値額の拡大 ※付加価値額 = 収入総額 - 費用総額 + 人件費</p> <p>【選択目標】</p> <p>① 経営面積の拡大 ② 農産物の価値向上 ③ 経営コストの縮減 ④ 農業経営の複合化 ⑤ 農業経営の法人化 ⑥ 単位面積当たり収量の増加(強い農業・担い手づくり総合支援事業のみ選択可能) ⑦ 輸出の取組(担い手確保・経営強化支援事業のみ選択可能)</p>		

※ 強い農業・担い手づくり総合支援事業は令和2年度、担い手確保・経営強化支援事業は令和元年度補正事業における内容を記載しています。事業内容及び目標内容等は国の要綱改正により、変更される可能性がありますのでご承知おきください。

【申込方法】 お申込みは、下記の書類をご記入の上、郵送又はメールにてご提出ください。
※あて先等については、応募用紙上部の記載をご参照ください。

- (1) 応募用紙 …………… 1 枚
- (2) 配分基準チェック表 ……… 配分基準チェック表 A
事業 2、事業 3 を申し込む方は配分基準チェック表 B
- (3) 直近の決算報告書 ……… 個人の場合、令和元年度の青色申告決算書の写し
法人の場合、直近の決算報告書（貸借対照表及び雇用人件費の詳細がわかる部分）の写し

【問い合わせ先】 浜松市農業振興課 担い手支援グループ
電話 053-457-2331（担当：夏目）
メールアドレス noushin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

「見直そう！農業機械作業の安全対策」 秋の農作業安全運動 9 / 1 ~ 10 / 31

9月1日から10月31日までの2か月間、県内全域で、秋の農作業安全確認運動が行われます。

全国の農作業中の死亡事故は毎年300件前後で推移している状況であることから、事故件数を減少させることが喫緊の課題となっております。

農作業死亡事故の更なる減少を実現するためには、安全意識の向上や安全行動の呼びかけに加え、農業機械作業について安全対策を農業者個人及び地域全体で強化することが重要です。

令和元年以降、作業機付きトラクターの公道走行が可能となり、農業者が農業機械の灯火器類の確認等を行う機会が増加するタイミングと合わせて農作業安全運動を実施します。農業機械作業の安全対策を見直しましょう。

特に、乗用型の農業機械作業におけるシートベルト・ヘルメットの着用徹底により、転落・転倒死亡事故の大幅減少を目指します。

【重点推進テーマに基づいた推進活動】

- ア) 全国的に特に死亡事故が多く発生している乗用型トラクターについて、作業機を付けた状態で公道走行する際に必要となる灯火器設置等の対応を行う。安全フレームやシートベルト等が装備されていないトラクターは、これらの追加装備や買い替え等を行い、対策する。
- イ) 農業機械の整備不良を要因とした農作業事故を防止する観点から、現場における農業機械の日常的・定期的な点検・整備を行う。
- ウ) 乗用型トラクターの安全フレーム等の効果を発現するため、乗車時のシートベルト・ヘルメットの着用徹底を行う。

農薬の使用や管理に注意しましょう

農薬を使用する場合には、農薬の種類や使用方法を必ず確認して適正に使用するとともに、周辺農作物への飛散影響を防止し、住宅地に近接する生産ほ場では、周辺住民に対して事前に看板や書面等により周知に努めるなど、環境保全の確保にご協力ください。

また、盗難及び紛失を防ぎ、誤飲等の事故が発生しないよう、鍵のかかる場所に保管するなど、適正な保管管理を行ってください。

農業者年金に加入しましょう

農業者年金に少しでもご興味ございましたら、パンフレットなどをお送りします！
お宅へ説明にお伺いすることもできます！お気軽にお問い合わせください。

● メリット ● ① 節税に大変有利！

⇒保険料が全額、所得税・市県民税の社会保険料控除の対象になります。

保険料は、加入者が月額2万円から6万7千円の間で、千円単位で自由に選択する事ができ、いつでも見直しが可能です。

(例) 年間24万円保険料を支払って、税率が15%の場合、3万6千円節税

② 手数料が引かれない

⇒年金の運用や管理費用は、国が負担するため、手数料が引かれません。

③ 保険料の補助制度がある

⇒40歳未満の認定農業者、後継者の方などに、補助制度があります。

④ 農業者のための年金

⇒国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事し、20歳～60歳未満の農業者なら、誰でも加入できます。

(国民年金の付加年金にも加入が必要 月額400円納付)

⇒ただし、国民年金基金、iDeCo(個人型確定拠出年金)とは、重複加入できません。

⑤ 死亡一時金

⇒加入者及び受給者が80歳までに死亡した場合、生計を一にする遺族に一時金として支給されます。

■問い合わせ先■ 浜松市 農業委員会事務局

中、東、西、南区 電話：053-457-2481

北区 電話：053-523-3106

浜北、天竜区 電話：053-585-1118

生産緑地地区指定の面積要件について

300㎡以上の農地等から、生産緑地地区の指定ができるようになりました。

これまで生産緑地地区指定の面積要件は一団の農地等で500㎡以上でしたが、「生産緑地法」の改正及び「浜松市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」の制定に伴い、浜松市では令和2年度より、300㎡以上から指定ができるようになりました。

なお、本要件以外の以下の2つの要件については従来どおりです。

1. 市街化区域内の一団の農地等（※）で、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
2. 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能であること。
※農地等：農業の用に供されている農地、採草放牧地、林業の用に供されている森林、漁業の用に供されている池沼

問合せ先 浜松市都市整備部 緑政課 緑地保全グループ
電話：053-457-2597